

議案第 4 6 号

栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和 3 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の栗山町税条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 2 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

栗山町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び改正内容

改　正　前	改　正　後	改正内容
(町民税の申告) 第36条の2　第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者と前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）<u>、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9　略	(町民税の申告) 第36条の2　第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出なければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者と前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）<u>、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額</u>、勤労学生控除額<u>、配偶者特別控除額</u>若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の左欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9　略	年金所得者で年金所得以外の所得を有しなかった者で寡婦（寡夫）控除を受けるための町民税申告書の提出を不要とする。